

市立保育所への民間活力導入に おけるガイドラインについて

(募集要項との関連性整理)

市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン

1. 策定趣旨等

- 市が民間活力導入（「今後の保育行政のあり方に関する基本方針（平成26年1月策定）」に定める「直接移管方式」）を進めるに当たり、その諸手続きの基本的事項を明確にし、当該手続きの透明性と保育所運営の継続性を確保することを目的に平成25年8月に策定。
※市のホームページ等で公表中
- 事業者側にも、当該移管手続きに係る本市の要求水準を事前に確認できるため、市の移管実施計画に併せた中長期的な計画策定のほか、事業者公募への応募に向けた事前準備等の対応が可能になるなどのメリットがあるものとする。

2. 策定経過

- ① 素案の段階で、パブリック・コメントを実施（平成24年9月から同年10月まで）



- ② 素案のほか、パブリック・コメントで提出のあった市民・事業者等からの意見・要望と市の対応方針（案）について、「**府中市保育検討協議会**」で検討
 - 平成24年10月から平成25年3月までの期間で設置
 - 公募市民、学識経験者及び市立保育所父母会連合会の代表者等が委員参加

3. ガイドラインの内容

- 資料5-2 参照

ガイドラインと募集要項(案)の関連性整理

ガイドライン

募集要項(案)

1 趣旨 (省略)

2 民間移行の方法

(1) 方式 (公設民営、民設民営)

(2) 財産 (土地、建物及び備品の扱い)

① 【資料 6 - 1】
「6 民間移管に伴う財産の引継方法」

② 【資料 6 - 2】
「資料 A 3
府中市立南保育所の財産引継等の取扱方針」

(3) 運営事業者

① 【資料 6 - 1】
「4 応募資格」

3 対象施設の決定

対象施設は、市が別に定める基本方針に基づき決定し、速やかに市ホームページ等により公表

- 平成26年度に対象施設として決定・公表
 - 民間移管予定日から4年前から
(重要事項説明書等で周知)
- 平成26年6月に保護者説明会を実施

4 民間移行時期の決定

対象施設ごとに遅くとも民間移行日の2年前には決定・公表

民間移行予定日に在籍する児童の保護者を対象とした説明会を実施

ガイドラインと募集要項(案)の関連性整理

ガイドライン

募集要項(案)

5 事業者の選定

(1) 募集方法

募集期間

要項の周知

保護者要望反映

(2) 募集条件

ア 基本的条件

(ア)～(ケ)

イ 職員配置等の条件

(ア)～(ウ)

▼下記①・②・③の手続きを平成28年6月中旬～同年9月中旬を予定

①【資料6-1】
「7 応募登録書類の提出」及び
「9 設置運営事業候補者申込書類の提出」

②【資料6-2】
「資料A4 応募登録書類の提出要領」

③【資料6-2】
「資料A5
設置運営事業候補者申込書類の提出要領」

● 募集要項策定後に保育所において掲出予定。

▼保護者2名が委員で事業者選定に関わるほか、保護者アンケートを事前に実施し、その結果を募集要項に登載。

①【資料6-1】
「10 事業候補者の選定方法等」

②【資料6-2】
「資料A10 保護者アンケート集計結果」

①【資料6-1】
「5 民間移管に伴う運営等の引継条件」

②【資料6-2】
「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」
の1及び2 ※ガイドライン5の(2)のアの(イ)のすくすく保育の実施を除く(対象施設で未実施のため)

ガイドラインと募集要項(案)の関連性整理

ガイドライン

募集要項(案)

5 事業者の選定

(1) 募集方法 (省略)

(2) 募集条件

ア・イ (省略)

ウ 引継ぎ・合同保育

エ 福祉サービス第三者評価の受審

オ 三者協議会

(3) 選定方法

ア 審査会の設置

イ 評価範囲・評価項目

ウ 選定審査

エ 事業者の決定・公表

① 【資料6-1】
「5 民間移管に伴う運営等の引継条件」及び
「11 引継ぎ・合同保育」

② 【資料6-2】
「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」
の3
③ 【資料6-2】
「資料A6 引継ぎ・合同保育の実施」

【資料6-2】
「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」
の2の(3)のウ

① 【資料6-1】
「12 三者協議会」

② 【資料6-2】
「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」
の4

① 【資料6-1】
「10 事業候補者の選定方法等」

● 【資料2】府中市立南保育所移管先法人選定委員
会の設置等に関する規則

ガイドラインと募集要項(案)の関連性整理

ガイドライン

6 事業者決定から民間移行までの対応

民間移行日は、原則として年度当初（4月1日）とし、次のとおり移行準備を行うため、民間移行に至るまでに1年以上の期間を設ける。

- (1) 三者協議会の設置
- (2) 保育内容の引継ぎ
- (3) 合同保育の実施

7 民間移行後の対応

- (1) 三者協議会の継続
- (2) 市による確認・点検
 - ア 前任職員（保育士）の訪問
 - イ 市立保育所の施設長経験者の訪問
 - ウ その他の支援
- (3) 第三者評価の実施

募集要項(案)

【資料6-1】
「（参考）事業候補者選定後のスケジュール（予定）」

① 【資料6-1】
「5 民間移管に伴う運営等の引継条件」及び
「11 引継ぎ・合同保育」

② 【資料6-2】
「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」
の3
③ 【資料6-2】
「資料A6 引継ぎ・合同保育の実施」

① 【資料6-1】
「12 三者協議会」

② 【資料6-2】
「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」
の4

【資料6-2】
「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」
の2の(3)のイ及びエ並びに5の(1)

【資料6-2】
「資料A2 府中市立南保育所の民間移管条件」
の2の(3)のウ